

令和5年度第3回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和5年10月30日（月）午後3時30分～午後4時30分
- 2 開催方法 ZoomによるWEB開催
- 3 出席者 63市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

（1）埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）の案について

<埼玉県>

- ・ 資料1-2に基づき、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）（案）の修正案について説明。
- ・ 目次の7章「医療費の適正化の取組」（5）について、健康長寿埼玉プロジェクトの推進となっていたが、県の関連する計画である埼玉県5か年計画や埼玉県地域保健医療計画において、健康長寿埼玉プロジェクトの名称については、前面に掲げることはしない方針となったことから、健康づくり事業の推進に修正した。
- ・ 「1 基本的事項」の「（1）策定の目的」の「現状」について、県民コメントにおける、被用者保険と比べ国民健康保険の被保険者が、いかに負担が重いか示すべきとの意見を踏まえ、被保険者の保険税負担が他の医療保険制度より重くなっている旨を記載した。
- ・ 市町村からの国保財政の基盤強化について国に働き掛けることを記載してほしいとの意見や、県民コメントにおける、国庫負担の増額を要望してほしいとの意見を踏まえ、「課題の解決に向けて」に定率国庫負担の引上げなどについて引き続き国に要望していく旨を追加した。
- ・ 「（2）医療費の動向と将来の見通し」について、7月に開催された第2回推進会議において、運営方針（第3期）における医療費や被保険者数の見込みについては、医療費適正化計画（第4期）において推計する国保の医療費、被保険者数の見込みを転載することとし、財政の見通しについても、それを踏まえた推計とすると説明したとおり、今回、医療費適正化計画（第4期）において作成する国保の医療費、被保険者数の推計が完了したため、具体的な数値や、それに基づく記述を追加した。
- ・ 「①被保険者数の見通し」の被保険者数について、令和3年度までは年報で公表されている実績値で、令和4年度以降は、厚生労働省から提供された、医療費適正化計画（第4期）の策定において使用する将来推計ツールにおいて算出されたものである。
- ・ 今後の見通しについては、運営方針（第2期）と同様の増減要素を記載したほか、米印に令和6年10月に予定されている社会保険の適用拡大による影響が、今回、医療費適正化計画（第4期）から転載した推計に加えて生じることについて記載した。
- ・ 「②医療費の見通し」については、被保険者数の推計と同様に、令和3年度までは年報で公表されている実績値で、令和4年度以降は、厚生労働省から提供された、医療費適正化計画（第4期）の策定において使用する将来推計ツールにおいて算出されたものとなる。
- ・ 「今後の見通し（医療費の推計）」のグラフのとおり、総額は令和7年度までは被保険者数の減少に伴い減少するが、令和8年度から増加していくものと見込まれる。理由としては、団塊の世代が令和6年度までに後期高齢者医療制度に移行することにより、前期高齢

者数及び前期高齢者に係る医療費は減少するが、団塊の世代と同程度の人口規模を抱える団塊ジュニア世代が、医療費の高い50代中盤から後半に入ってくることで、医療費が増加するものと考えられる。

- ・ 「一人当たり医療費の推計」は、医療費推計の医療費総額を被保険者数の推計の被保険者数で除したものとなっている。被保険者の高齢化や医療の高度化に伴い、増加していくものと見込まれている。
- ・ 「③財政の見通し」には、被保険者、医療費の見込みを踏まえた本県の国保財政の見通しについて記載している。前提として、保険税の税率及び収納率については、令和3年度の水準が維持されるものとし、保険税収入の増減は被保険者数の増減による影響のみとしている。
- ・ 「(4) 法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次」の「③決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の現状」について、厚生労働省が作成している「被保険者一人当たりの決算補填等目的の法定外一般会計繰入れ」のグラフが令和2年度から令和3年度に更新されたことから、グラフを更新し、併せてグラフの上の本文を修正した。
- ・ 「3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法」の「(1) 賦課の現状」の「一人当たり調定額」について、増加の要因として、市町村からの「医療費の増加を受けて税率改定を行ったことにより」などの補足が必要との意見を踏まえ、本文へ追記した。また、表の数値について、年報の公表数値に合わせて修正した。
- ・ 「(2) 保険税水準の統一」の「③統一の進め方」の「イ準統一」について、市町村からは、目標年度を再検討すべきといった意見や、市町村標準保険税率は「目指す」にすべきなど、準統一の考え方について多くの意見があった。県民コメントにおいても、準統一は進めるべきではないといった意見や、慎重に検討すべきとの意見を頂いている。県としては、準統一の目標年度は、市町村との協議などを経て、第2期国保運営方針において設定したもので、この目標を踏まえて、各市町村が段階的な税率改正や法定外繰入金の削減に取り組んできているため、第3期運営方針で目標年度を後ろ倒しすることは考えていない。
- ・ 県としては被保険者の急激な負担変動が生じないような形での準統一の実現を目指す必要があると考えているため、本文になお書きで「準統一により、標準保険税率が大きく変動する場合は、本方針の中間見直し（令和8年度）の際に対応方法を検討することとします。」との文言を追加した。これにより、標準保険税率が大きく変動した場合には激変緩和措置を設けることを検討することになるが、具体的にどのような基準や方法によって激変緩和などを行うかについては、実施の必要性も含めて、今後慎重に検討する必要があると考えている。
- ・ 「ウ完全統一」については、完全統一を令和12年度に目指すこととし、運営方針にもその旨を記載した。これは、市町村から、今後の計画が立てられないため、目標年度を明確にすべきとの意見があったことや、国の保険者努力支援制度において評価指標となり、具体的な目標年度の設定が求められたこと、また、収納率の差は、令和4年度の速報値で9ポイントから8ポイントに縮小しており、収納対策の強化や継続的な取組により、令和11年度には、これ以上埋まらない差まで縮小していることが十分想定できることを踏まえ、目標年度として設定したものである。

- ・ 「(4) 標準保険税率の算定方法」の「②標準保険税率の算定式」について、標準保険税率の算定に必要な保険税総額の算出の際に行う、標準的な収納率による調整の内容が分かりづらいとの意見を踏まえ、図左下の計算例の部分に標準的な収納率による計算過程を追加し、具体的な計算方法をイメージしやすいように修正した。
- ・ 「4 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法」の「(2) 準統一(令和9年度~)」の「⑤その他」の「その他基金(市町村が設置する基金)」について、積立てなどのルールが明確でないため、疑問点が出ないようにルールを明確にすべきとの市町村からの意見を踏まえ、基金積立てのための保険税率の引上げは行わないことと、保険税率の引下げを目的とした基金残高の取崩しは行わないことをルールとして明確化した。
- ・ 「決算補填等以外の目的の法定外繰入金」については、県民コメントにおいて、法定外一般会計繰入れの完全解消を市町村に求めるべきでないとの意見や市町村の自主性を尊重し、決算補填等以外の目的の法定外繰入金は認めるべきとの意見を複数頂いている。また、市町村から、法定外の解消については、国と県で異なる見解に立っており、県民に分かりづらいとの意見を頂いた。法定外一般会計繰入金は、国保財政の健全化を図る観点から削減が進められており、法定外繰入れを行っていない市町村もある。このため、県統一基準で算定した保険税に加えて、国保事業の財源に法定外繰入金を活用することは、法定外繰入れを実施していない市町村と受ける被保険者サービスの水準などに差が生じることとなることから、意見を踏まえ、運営方針案に、国保財政の健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から、全市町村で実施しないこととする旨を追加した。
- ・ 「(3) 完全統一」について、これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状態を踏まえ、令和12年度に完全統一の実現を目指す旨を記載した。なお、完全統一の際には、収納率が高い市町村ほど国保事業費納付金の額が大きくなるため、各市町村の収納率向上インセンティブが損なわれないように配慮する必要がある。そこで、完全統一後も各市町村において適切な収納対策が行われるよう、完全統一の際には、収納率などに応じたインセンティブを設けることを明記した。
- ・ 「5 市町村における保険税の徴収の適正な実施」の「(1) 保険税収納率の向上」の「③目標」について、目標収納率を設定する必要があるのであれば設定方法について明示すべきとの市町村意見を踏まえ、目標値は令和3年度までの各区分の収納率実績と今後の伸び率の見込みを勘案し、設定している旨を注釈に追加した。
- ・ 「8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営」の「(1) 事務の標準化の推進」の「④目標達成に向けた取組」について、当初案では、オンライン資格確認等システムの活用について記載をしていたが、県民コメントにおいて、全国的に実施しているオンライン資格確認等システムの活用については、県の運営方針に示す必要性があるのかとの意見を頂いた。オンライン資格確認等システムは、現在、既に全市町村で運用されていることから、本運営方針に記載する必要はないと判断したため削除した。
- ・ 「市町村事務処理システムや標準準拠システムの導入の推進」について、令和5年9月8日の閣議決定による地方公共団体情報システム標準化基本方針の変更内容を踏まえた記載にした方が良いとの市町村からの意見があったことから、「令和7年度までの」の記載を削除することとした。

【質疑・意見交換】

<市町村>

- ① 保険税水準の統一を進めるに当たって、知事と市町村長が意見交換を行っている県もあるようだが、埼玉県では、知事と市町村長が意思統一する機会を設けることについて検討しているか。
- ② 標準保険税率について、必ずその税率に設定しなくてはならないのか、上下しても良いのか。
- ③ 保険税水準の統一に当たり、収納対策のルールを統一する予定はないのか。
- ④ 「3 市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法」の「(2) 保険税水準の統一」の「③統一の進め方」の「イ準統一」について、なお書きがあることで、市町村標準保険税率と差のある市町村が近づける努力をしなくなるのではないかと懸念している。記載するのであれば、市町村に意見照会するなどした上で、慎重な表現にした方が良いのではないかと懸念している。
- ⑤ 準統一時の応能応益割合について、将来的に見直していった方が良いのではないかと懸念している。
- ⑥ 準統一について県から市町村長に対し説明する際には、市町村標準保険税率が1月に県から示され、市町村内で議論する時間もない中で3月議会に上程することとなるというスケジュールを説明してほしい。

<埼玉県>

- ① 国保運営方針の策定後、市町村長への説明の機会を何かしら設けたいと考えている。
- ② 令和9年度の準統一では、市町村標準保険税率に設定することとなる。
- ③ ほとんどの市町村で市町村税を一緒に徴収しており、具体的な収納対策を一律に決めることは難しいと考える。他県においては、収納率の部分でインセンティブを設けるなどしており、そういった状況も踏まえて、今後、議論を進めていきたい。
- ④ 準統一という制度改正によって令和8年度と令和9年度の市町村標準保険税率に激変が生じる場合は、これまでの制度改正時の対応も踏まえ、激変緩和措置を講じる必要があると考える。なお書きの表現に、各市町村の税率が標準保険税率と乖離しているという理由で大幅に上がる場合の意味合いは含んでいないため、このままとさせていただきたい。
- ⑤ 現段階では、国の原則に倣って53:47で進めていきたいと考えている。
- ⑥ 大阪府や奈良県では、市町村標準保険税率を算定年度の始めに一度示し、秋の試算で当初より標準保険税率が上がる場合は、県の財政安定化基金などで調整することとしているようである。埼玉県としても、他県の状況も踏まえ、市町村が国保運営協議会に報告する時間を確保できればと考えている。ただ、他県と同様にする場合、県の財政安定化基金にある程度の規模を確保する必要があるため、今後、財政運営ワーキンググループで議論を進めていきたい。

(2) ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料2-1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 9月に2回目、10月に3回目の会議を開催し、埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)、令和6年度の納付金算定について協議した。

- ・ 「1. 国保事業費納付金・標準保険税率の算定ルール」の「被保険者数・世帯数の推計」について、昨年度と同様、後期高齢者医療制度への移行を適切に推計できるコーホート要因法を採用することとした。
- ・ 「社会保険の適用拡大の影響の補正方法」について、令和4年10月の適用拡大の影響により、被保険者数の減少が大きくなっているため、そのままコーホート要因法で算定すると、被保険者数が少なくなりすぎてしまう。そのため、令和4年10月から令和5年3月までの被保険者数を移動率の算出から除外する補正を行うこととした。
- ・ 「被保険者一人当たり診療費の推計方法」について、これまでと同様、国が示す複数の方法により推計し、妥当な結果を採用することとする。その際、新型コロナウイルス感染症の影響の見込み方について、令和2年度と令和3年度の診療費をコロナがなかった場合の数値に置き換えることにより、伸び率をある程度、平年度化し、令和4年度は、推計の基準値となるため、コロナの影響を反映させるために実績値を使用することとした。

② 保健事業ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料2-2に基づき、保健事業ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 9月に1回目の会議を開催し、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）、保険税統一後の保健事業水準の統一について協議した。